第3節 新しい自殺統計原票を活用した自殺動向の分析

はじめに

厚生労働省では、令和4年10月に閣議決定された自殺対策大綱において、重点施策として「自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する」ことを掲げ、自殺対策に資する情報の集約と利活用を推進している。その一環として、警察庁から提供を受けている自殺統計は、速報性と網羅性に優れ、自殺の状況や背景について把握するための資料として特に重要である。

警察庁の自殺統計は、各都道府県の警察が遺体の死因を自殺と判断したケースについて自殺統計原票を作成し、警察庁が取りまとめる統計である¹。自殺統計の原票は令和4年に見直され、自殺された方(以下「自殺者」という。)についてのより詳しい属性等も記録できるようになった。

本節では、自殺統計原票の見直しによって追加、変更された主な項目について紹介し、それらの新たに把握できるようになった項目に基づき、分析した自殺の動向について述べる。

1 自殺統計原票の見直しについて2

(1) 自殺統計原票の見直しの概要

令和4年1月に自殺統計原票が見直され、自殺者についてより詳しい属性が把握できるようになった。以降から、令和3年以前の原票を「旧原票」、令和4年以降の原票を「新原票」と呼ぶ。

主に見直された点は、次のとおりである。:

既存項目の選択肢の拡充

(例:職業等について、「失業者」が、「失業者(離職後3か月未満)」、「失業者(離職後3か月以上)」、「失業者(離職時期不詳)」へと選択肢が拡充)

● 新項目の追加

(例:事業主体、配偶関係の有無等の項目の追加)

● 自殺の原因・動機の計上可能数及び判断根拠の変更(調査要綱の変更)

(例:自殺の原因・動機の計上可能数を3つから4つに変更)

以下、主に見直された点について詳しく紹介していく。

(2) 見直しの詳細―既存項目の選択肢の拡充

自殺統計原票において、主に見直された点の一つは、既存項目の選択肢の拡充である。新原 票にて選択肢が拡充された項目は、自殺の場所、自殺の手段、職業(等)、自殺の原因・動機 である。

自殺の場所については、「不詳」以外の選択肢が20種類から21種類となり、「自宅」が、「自宅」、「実家(自宅を除く)」へ拡充された。自殺の手段については、「不詳」以外の選択肢が15

1 厚生労働省「自殺統計に基づく自殺者数-自殺統計について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsutoukei-jisatsusyasu.html) (最終閲覧日:2023/8/23)

2 本節で紹介しているのは、あくまで自殺統計の公表資料を利活用するために必要な点のみであり、見直されたすべての詳細について述べていないことに注意されたい。

種類から16種類となり、「服毒」が、「服毒 (医薬品)」、「服毒 (医薬品以外・不詳)」へ拡充された。

職業は、名称が職業等となり、「不詳」以外の選択肢が51種類から94種類となった。第2-3-1表(旧原票)、第2-3-2表(新原票)に職業(等)の選択肢の一覧を掲載する。

第2-3-1表 旧原票における職業の一覧

	自 営 業 家族従業者	農・林・漁業、販売店主、飲食店主、土木・建築業自営、不動産業自営、 製造業自営、その他の自営業主		
専門・技術職 教員、医療・保健従事者、芸能人・プロスポーツ選手、弁護士、 その他の専門・技術職				
	管理的職業	議員・知事・課長以上の公務員、会社・公団等の役員、会社・公団等の部・課長		
	事務職	事務員		
被雇	販売従事者	販売店員、外交員・セールスマン、露店・行商・廃品回収		
被雇 販売従事者 販売店員、外交員・セールスマン、露店・行商・廃品回収				
勤め	め ^{技能工} 金属加工工、食品・衣料品製造工、その他の技能工			
人	保安従事者	警察官・自衛官・消防士等、その他の保安従事者		
	通信運輸従事者	運輸従事者、通信従事者		
	労務作業者	土木建設労務作業者、運搬労務作業者、その他の労務作業者		
	その他	その他		
źπ	学生・生徒等未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等			
無職者 主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、浮 その他の無職者				
	不詳	不詳		

第2-3-2表 新原票における職業等の一覧(下線は変更箇所)

管理的職業従事者	議員・知事・課長以上の公務員、会社・公団等の役員、 会社・公団等の部・課長、 <u>小売店自営者</u> 、不動産業自営者、飲食店自営者、 農林漁業自営者、製造業自営者、土木・建築業自営者、その他の自営者
専門的・技術的 職業従事者	研究者、情報処理・通信技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、その他の保健医療従事者、社会福祉専門職業従事者、弁護士、公認会計士、税理士、デイトレーダー・FXトレーダー、小中高等学校教員、特別支援学校教員、大学教員、その他の教員、著述家、記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、芸能人、プロスポーツ選手、その他の専門的・技術的職業従事者
事務従事者	事務員
販売従事者	販売店員、露店・行商・廃品回収、営業職業従事者、その他の販売従事者
サービス職業従事者	<u>介護サービス職業従事者</u> 、美容師・理容師、調理人・バーテンダー、 飲食店店員、ホステス・ホスト、遊技場等店員、その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	自衛官、警察官・海上保安官・看守・消防員等、その他の保安職業従事者
農林漁業従事者	農林漁業従事者
生産工程従事者	輸送・精密機械工、機械工(輸送・精密を除く)、金属加工工、 食品・衣料品製造工、その他の生産工程従事者
輸送・機械運転 従事者	<u>自動車運転従事者</u> 、その他の輸送従事者、 <u>機械運転従事者</u>
建設・採掘従事者	建設職人・配管工、土木建設労務作業者、電気工事従事者、採掘従事者
通信・運搬・清掃・ 包装等従事者	通信従事者、 <u>運搬従事者</u> 、 <u>清掃従事者</u> 、 <u>包装従事者</u> 、 その他の運搬・清掃・包装等従事者
その他	その他
学生・生徒等	未就学児、小学生、中学生、 <u>高校生(全日制)、高校生(定時制・通信制)</u> 、 高校生(特別支援学校)、高校生(その他・不詳)、大学生(学部)、 大学生(夜間学部)、大学生(その他・不詳)、予備校生、 専修学校生等(予備校生を除く)
無職者	主婦、主夫、失業者 (離職後3か月未満)、失業者 (離職後3か月以上)、 失業者 (離職時期不詳)、利子・配当・家賃等生活者、 年金受給者 (老齢・遺族給付)、年金受給者 (障害給付)、雇用保険受給者、 生活保護受給者、ホームレス、その他の無職者 (ひきこもり)、 その他の無職者 (ひきこもり以外)
不詳	不詳
	専門職

自殺の原因・動機は、「不詳」以外の選択肢が52種類から75種類となった。第2-3-3表 (旧原票)、第2-3-4表(新原票)に自殺の原因・動機の選択肢の一覧を掲載する。

第2-3-3表 旧原票における自殺の原因・動機の一覧

家庭問題	親子関係の不和、夫婦関係の不和、その他家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、 家族からのしつけ・叱責、子育ての悩み、被虐待、介護・看病疲れ、その他
健康問題	病気の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(うつ病)、病気の悩み・影響(統合失調症)、病気の悩み・影響(アルコール依存症)、病気の悩み・影響(薬物乱用)、病気の悩み・影響(その他の精神疾患)、身体障害の悩み、その他
経済・ 生活問題	倒産、事業不振、失業、就職失敗、生活苦、負債(多重債務)、負債(連帯保証債務)、 負債(その他)、借金の取り立て苦、自殺による保険金支給、その他
勤務問題	仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ、その他
男女問題	結婚をめぐる悩み、失恋、不倫の悩み、その他交際をめぐる悩み、その他
学校問題	入試に関する悩み、その他進路に関する悩み、学業不振、教師との人間関係、いじめ、 その他学友との不和、その他
その他	犯罪発覚等、犯罪被害、後追い、孤独感、近隣関係、その他
不詳	不詳

第2-3-4表 新原票における自殺の原因・動機の一覧(下線は変更箇所)

家庭問題	夫婦関係の不和 (DV)、夫婦関係の不和 (不倫・浮気)、夫婦関係の不和 (その他の原因)、 親子関係の不和、その他の家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、 介護・看病疲れ、子育ての悩み、家族からのしつけ・叱責、 家族・同居人からの身体的虐待、家族・同居人からの心理的虐待、 家族・同居人からの性的虐待、家族・同居人からのネグレクト、その他
健康問題	病気の悩み(悪性新生物)、病気の悩み(てんかん)、病気の悩み(その他の身体疾患)、 病気の悩み・影響(うつ病)、病気の悩み・影響(統合失調症)、 病気の悩み・影響(アルコール依存症)、病気の悩み・影響(薬物乱用)、 病気の悩み・影響(摂食障害)、病気の悩み・影響(その他の精神疾患)、身体障害の悩み、 認知機能低下の悩み、その他
経済・ 生活問題	事業不振、失業、倒産、就職失敗、生活苦、負債 <u>(多重債務)、負債(連帯保証債務)</u> 、 負債 <u>(ギャンブル等)、負債(その他)</u> 、借金の取立て苦、 <u>奨学金の返済苦</u> 、 自殺による保険金支給、その他
勤務問題	職場の人間関係 (上司とのトラブル)、職場の人間関係 (その他)、 職場環境の変化 (役割・地位の変化等)、職場環境の変化 (その他)、 仕事疲れ (長時間労働)、仕事疲れ (その他)、解雇・雇い止め、取引先等とのトラブル、 仕事の失敗、過重なノルマ・ノルマの不達成、性別による差別、その他
交際問題	失恋、不倫・浮気、結婚に関する悩み、 <u>交際相手からの暴力(DV)</u> 、 <u>ストーカー行為等</u> 、 その他
学校問題	学業不振、入試に関する悩み、進路に関する悩み(入試以外)、いじめ、 学友との不和(いじめ以外)、教師との人間関係、 <u>性別による差別</u> 、その他
その他	犯罪被害、犯罪発覚等、SNS・インターネット上のトラブル、 性的少数者であることの悩み・被差別、孤独感、近隣との関係、後追い自殺、 その他の者(家族、同居人、交際相手以外)からの虐待・暴力被害、その他
不詳	不詳

(3) 見直しの詳細―新項目の追加3

また、自殺統計原票の見直しにおいては、新原票では新項目を追加している。新原票にて追 加された項目は、次のとおりである。:

- 妊娠・産後の状況(性別「女」限定)
- 国籍等
- 国又は地域名称(国籍等「外国 | 限定)
- 在留資格等(国籍等「外国」限定)
- 事業主体(職業等(主)「有職者」限定)
- 業務上の職位 (職業等 (主) 「有職者 | 限 定)
- 職業等(従)又は失業者の前職4
- 同居人の分類(同居人「あり」限定)
- 配偶者の有無
- 配偶者なしの分類(配偶者の有無「なし」 その他医療施設通院の有無 限定)
- 海(湖)・河川、沼・池及び山の詳細(自 障害の種類(障害者手帳の有無「あり」 殺の場所「海(湖)・河川」、「沼・池」、 「山」限定)

- 自殺時のアルコール摂取の痕跡の有無
- 自殺時の睡眠薬等の薬物摂取の有無
- 自殺未遂の時期(自殺未遂歴の有無「あ り | 限定)
- 自傷行為歴の有無
- 自傷行為の時期(自傷行為歴の有無「あ り | 限定)
- 精神科・心療内科入院の有無
- 精神科・心療内科通院の有無
- その他医療施設入院の有無
- 障害者手帳の有無
- 限定)

(4) 見直しの詳細―自殺の動機・原因の計上可能数及び判断根拠の変更

自殺統計原票の見直しにおいては、調査要綱において自殺の原因・動機の計上可能数の変 更、及び自殺の原因・動機の判断根拠についての変更も行っている。

自殺の原因・動機については、旧原票では自殺者一人につき3つまで計上可能としていた が、新原票では自殺者一人につき4つまで計上可能となった。

また、自殺の原因・動機の判断根拠について、旧原票では「遺書、自殺サイト・メール等書 き込み、その他の生前の言動(これを裏付ける資料がある場合に限る。)」を判断根拠としてい たが、新原票では「遺書、自殺サイト・メール等書き込み、その他の生前の言動、家族等の証 言(自殺の原因・動機と考えられるもの) | を判断根拠とするようになった。

(5) 以降の分析について

自殺統計新原票の見直された点について述べてきたが、次項からはまず原票見直しにより明 らかとなった側面から、令和4年中に起きた自殺の状況について述べていくこととする。

自殺統計では、自殺者が発見された年月日時と、自殺者が自殺を図った年月日時の2種類を 記録している。前者によって集計する場合には「発見日集計」、後者によって集計する場合に は「自殺日集計」と呼ぶこととする5。第1章などでは発見日集計による自殺者数を公表して いるが、本節では、令和4年中に起きた自殺に注目するため、自殺日集計を行っている。した がって、第1章と本節とでは数値が異なる場合があるため、留意されたい。

- 3 厚生労働省、警察庁。「令和4年中における自殺の状況」(「【参考】自殺統計原票の見直しについて」)(https:// www.mhlw.go.jp/content/R4kakutei-s.pdf)(最終閲覧日:2023/8/23)
- 4 職業等(主)と同様に、「有職者」であれば、事業主体、業務上の職位についても記入する。
- 5 年月日時の粒度の違いによっては、「発見年集計」、「自殺時間集計」などと呼ぶ方が適当な場合もあるが、簡便 のため、記述の通り呼ぶこととする。

これに関連して、令和3年以前に自殺されたが、令和4年以降に発見された方について、旧原票で記録されるはずであったにもかかわらず、新原票によって記録されるという特殊な場合がある 6 。本節では、この特殊な場合のうち、項目の一貫性が明らかである性別、年齢階級、職業(有職、無職、不詳)といった属性別の集計では、特に断りなく旧原票によるデータと融合させている。また、便宜的に項目の合併を行って融合する場合には、その合併の詳細について明記する。一方、項目の一貫性を保てない場合には、特殊な場合の該当人数を記述する。

⁶ 令和4年の確定値では、全体のうち0.7%がこれに該当する。

2 令和4年の自殺統計による自殺の詳細(自殺日集計)

(1) 性、年齢階級と自殺の原因・動機

令和4年に自殺された方について、性別、年齢階級別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-5回)をみると、健康問題に類するものが、女性のすべての年齢階級において多くを占めているが、男性では60歳以上において多くを占めている。このうち、女性では20~70歳代にかけて「うつ病」、「その他精神疾患」、「統合失調症」などの精神疾患を自殺の原因・動機とすることが多く、60歳以上になると「その他身体の病気」が多くなる。男性も、60歳以上における「その他身体の病気」が多い。

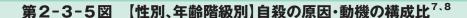
家庭問題に類する自殺の原因・動機は、男性では80歳以上、女性では30~50歳代が他の年齢階級に比して多くを占める。このうち、男女ともに20歳未満では「親子関係の不和」が多く、30~50歳代では「夫婦関係の不和」が多くなり、60歳以上では「家族の死亡」が多くなる。女性に限っては、30~50歳代において「介護・看病・育児の悩み」が多い。

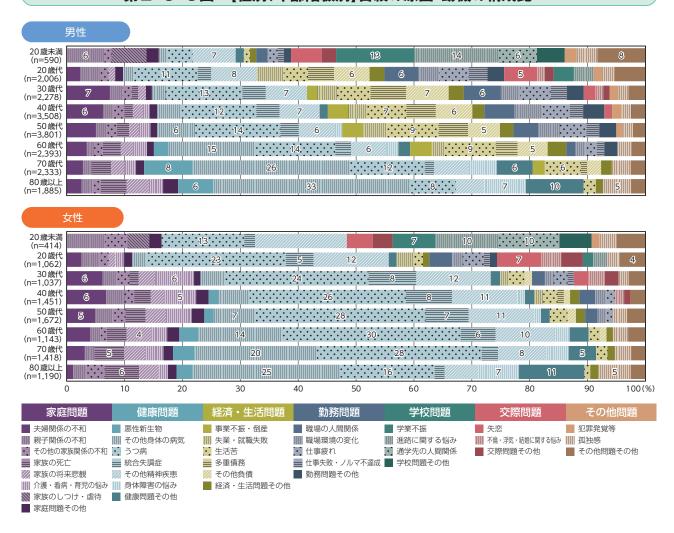
経済・生活問題、及び勤務問題に類する自殺の原因・動機は、女性では健康問題や家庭問題と比べると多くを占めているとは言いがたいが、男性では、特に20~60歳代にかけて多くを占める。このうち、経済・生活問題で多くを占めるのは「生活苦」、「多重債務」、「その他負債」であり、「生活苦」は男性の40~60歳代で多くなる。また、勤務問題で多くを占めるのは「職場の人間関係」、「職場環境の変化」、「仕事疲れ」である。20歳代においては、男女ともに他の年代に比して「失業・就職失敗」の割合が多くなる。

学校問題に類する自殺の原因・動機は、男女ともに20歳未満において多くを占め、20歳以降の年齢階級になると他の問題と比べて少なくなる。このうち、男性では「学業不振」、「進路に関する悩み」が多いが、女性では「進路に関する悩み」「通学先の人間関係」が多い。

交際問題に類する自殺の原因・動機は、男女ともに他の問題と比べて大きいとは言いがたいが、女性の20歳代では、他の問題に比して大きい。このうち多くを占めるのは「失恋」である。

以上で述べた以外の、その他の問題に類する自殺の原因・動機としては、男女ともに、80歳以上で「孤独感」が他の年齢階級に比して大きくなる。





(2) 特定の職業分類と自殺の原因・動機

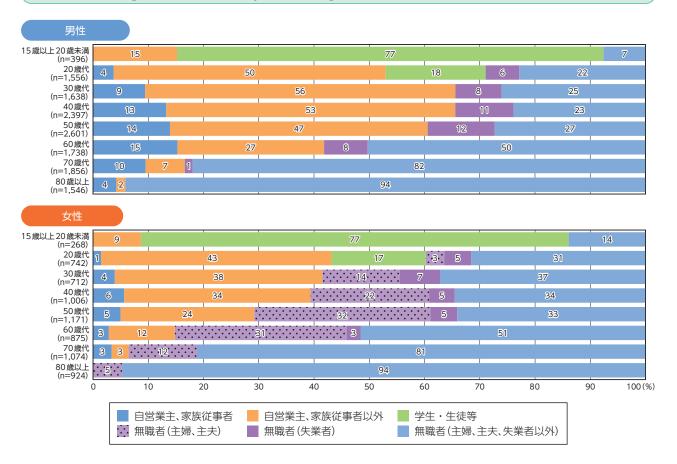
令和4年に自殺された方のうち15歳以上について、性別、年齢階級別に職業分類の構成比(第2-3-6図)(職業不詳を除く)をみると、無職者が、男性では20~50歳代で約30~40%を占め、60歳代で60%近くを占めるようになり、女性では20歳代で40%近くを占め、30~40歳代で60%近く、50歳代で70%近く、60歳代では80%を超える。

無職者のうち「無職者 (失業者)」は、男性では $30\sim60$ 歳代で10%前後であり、女性では $20\sim50$ 歳代で約 $5\sim7\%$ である。無職者のうち「無職者 (主婦、主夫、失業者以外)」は、 $20\sim50$ 歳代では男性で $22\sim27\%$ 、女性で $31\sim37\%$ と、女性における割合の方が若干大きいが、60歳代では男女ともに50%程度、70歳以上では男女ともに80%を超える。

⁷ 簡潔な記述のため、細かい(計上数が各問題の「その他」の9割に満たない)項目に関しては項目をまとめている。これについての対応表を本節末尾の参考表1に示す。

⁸ 縦軸のラベルに記載している標本数は実人数であるとは限らない。すなわち、複数回答の調査項目については 計上数であり、特に自殺の原因・動機について記述している場合、自殺者一人につき4つまで計上可能である ことに注意されたい。

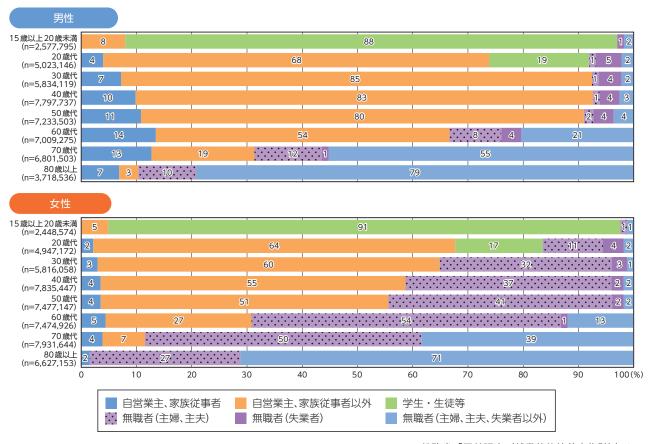
第2-3-6図 【性別、年齢階級別 | 15歳以上】自殺者における労働力人口の職業分類の構成比



参考として、令和2年の国勢調査による、15歳以上の性別、年齢階級別の職業分類の構成比(第2-3-7図)(職業不詳を除く)をみると、無職者が、男性では20~50歳代で10%前後であり、60歳代で30%以上を占めるようになり、女性では20歳代で20%近くを占め、30~50歳代で30~40%以上に段階的に上昇し、60歳代では70%程度となる。

無職者のうち「無職者(失業者)」は、男性では $20\sim60$ 歳代で5%程度であり、女性では $20\sim50$ 歳代で約 $2\sim4\%$ である。無職者のうち「無職者(主婦、主夫、失業者以外)」は、60歳未満では男女ともに4%以下であるが、60歳代から年齢が上がるにつれて構成割合も多くなり、80歳以上では男性は79%、女性は71%となる。

第2-3-7図 (参考:令和2年国勢調査)[性別、年齢階級別 | 15歳以上]労働力人口の職業分類9の構成比



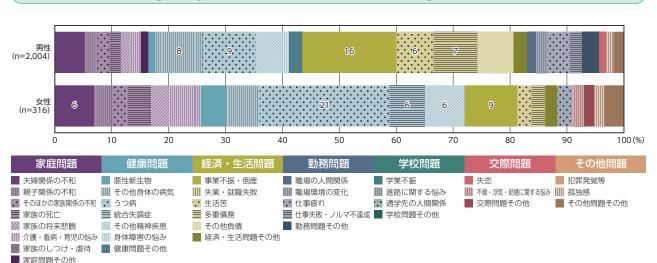
総務省「国勢調査(就業状態等基本集計)」より

上述した自殺統計と国勢調査では、職業分類の定義、及び調査年次が異なるため、単純に比較することはできないが、自殺者に占める「無職者(失業者)」「無職者(主婦、主夫、失業者以外)」の割合は、自殺の状況について詳細にみていくべき程度には大きい。また、自殺者に占める「自営業主、家族従事者」は、国勢調査における構成比と同程度ではあるが、有職者に限れば自殺者においてその構成比は大きいといえる。

したがって、以降では、「自営業主、家族従事者」「失業者」「無職者(主婦、主夫、失業者以外)」という職業分類に限定して、自殺の原因・動機について述べる。なお、上述した職業分類は15歳以上に限って述べてきたため、小中高生(小中学生、高校生)という職業について十分に述べていなかった。そこで、小中高生の自殺の原因・動機についても後述する。

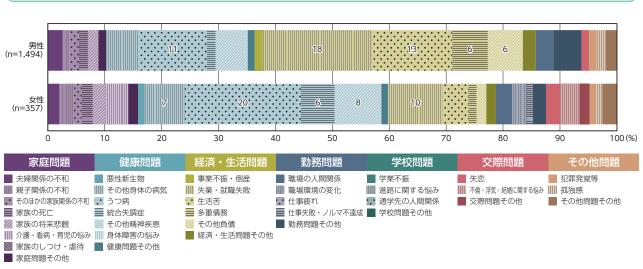
15歳以上の自営業主、家族従事者について、性別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-8 図)をみると、男性では経済・生活問題に類するものが多くを占める。女性では健康問題や家庭問題に類するものが多いが、経済・生活問題も前記第2-3-5 図ほどには少なくない。経済・生活問題に類する「事業不振・倒産」は、男性では最も大きく16%を占めており、女性では「うつ病」に次いで大きく9%を占める。

⁹ 簡潔な記述のため、自殺統計の職業分類と、国勢調査の職業分類の水準名を等しくしている。これについての対応表を本節末尾の参考表2に示す。



第2-3-8図 【性別 | 自営業主、家族従事者、15歳以上】自殺の原因・動機の構成比

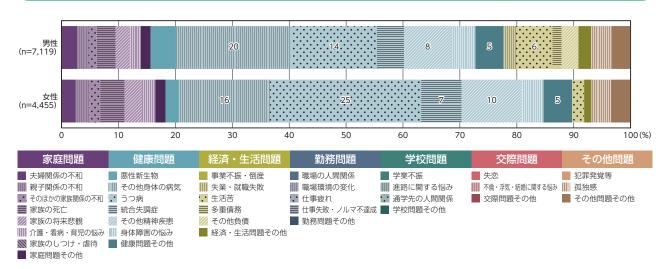
15歳以上の失業者について、性別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-9図)をみると、自営業主、家族従事者と同様に、経済・生活問題に類するものに着目できる。ただし、そのうち多くを占めるのは「失業・就職失敗」であり、男性では18%、女性では10%である。男性ではそれに次いで「生活苦」も13%を占める。



第2-3-9図 【性別 | 失業者、15歳以上】自殺の原因・動機の構成比

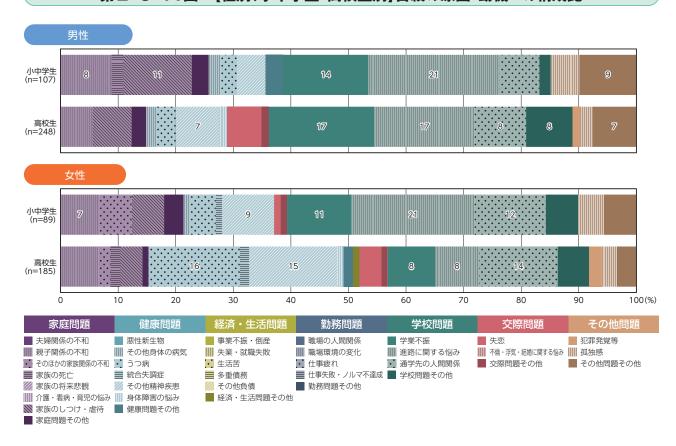
15歳以上の無職者(主婦、主夫、失業者以外)について、性別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-10図)をみると、男女ともに、健康問題に類するものが非常に多くを占めるが、そのうち男性では「その他の身体の病気」、女性では「うつ病」が最も多くを占める。この傾向は、前記第2-3-5図の70歳代以上に類似した構成比となっている。前述した第2-3-6図において、「無職者(主婦、主夫、失業者以外)」に占める70歳以上の割合が大きかったため、年齢階級の効果が混在しているといえる。

(第2-3-10図 【性別 | 無職者(主婦、主夫、失業者以外)、15歳以上]自殺の原因・動機の構成比



小中高生について、性別、小中学生・高校生別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-11図)をみると、前記第2-3-5図における20歳未満の傾向に類似しており、ほぼすべての区分で学校問題に類するものが最も多くを占める。ただし、女子高校生のみでみると、健康問題に類する原因・動機が学校問題をしのいで最も多くを占め、このうち「うつ病」が16%、「その他の精神疾患」が15%を占める。また、女子高校生では学校問題に類する原因・動機のうち「通学先の人間関係」が最も多くを占めている。なお、小中学生は高校生に比べ家庭問題に類する原因・動機の構成割合が大きい。

第2-3-11図 【性別、小中学生・高校生別】自殺の原因・動機10の構成比



¹⁰ 自殺者のうち、小中高生は、自殺の原因・動機が不詳である割合が高いことには注意が必要である。令和4年の自殺者のうち、原因・動機が不詳である方の割合は、全体では12.2%であるが、小学生では23.5%、中学生では20.4%、高校生では16.5%を占める。

3 新しい自殺統計原票を活用した自殺動向について(自殺日集計)

(1) 失業者 (離職時期別) の自殺の詳細

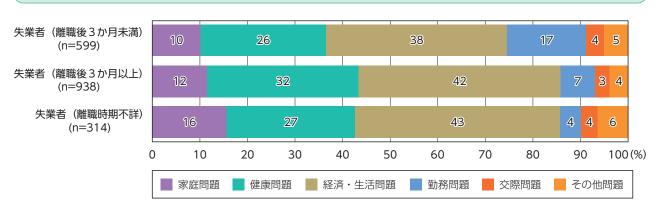
令和4年よりも過去の5年間における失業者の自殺者数(第2-3-12表)をみると、600人台で推移していた。ところが、令和4年に自殺された「失業者」は1,205人となり、過去5年間の数値から大きく増加しているように見える。これは、自殺統計の旧原票と新原票が対象とする「失業者」の違いによるためであると思われる。新原票では失業者について「失業者(離職後3か月未満)」、「失業者(離職後3か月以上)」、「失業者(離職時期不詳)」といった離職時期も調査するようになっているが、旧原票では離職期間が長期となっていた者や離職時期が不詳である者を「失業者」として計上していなかった可能性が考えられる。以上から、旧原票と新原票の失業者について単純に対応させることはできない。

第2-3-12表 【失業者】各年における自殺者数(自殺日集計)¹¹

失業者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	離職後 3か月未満	離職後 3か月以上	離職時期 不詳
							3が万木側	るが万以上	11市十
	677	680	689	622	627	1,205	394	595	216

令和4年に自殺された方のうち失業者について、離職時期別に自殺の原因・動機の構成比 (第2-3-13図)をみると、離職時期に関わらず「経済・生活問題」、「健康問題」が占める割合は大きいが、離職後3か月未満の失業者では、他の離職時期の失業者に比べて「勤務問題」の割合が大きい。

第2-3-13図 【失業者(離職時期別)】自殺の原因・動機の構成比

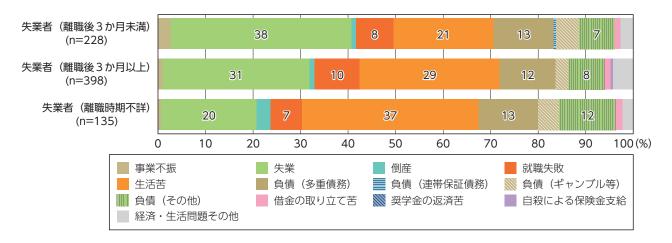


失業者について、離職時期別に自殺の原因・動機(経済・生活問題)の構成比(第2-3-14 図)をみると、離職後3か月未満の失業者では、「失業」という事態そのものを苦にする割合が大きく、離職時期が長くなり不詳となるほど、「生活苦」という失業中の状況を苦にする割合が大きい。

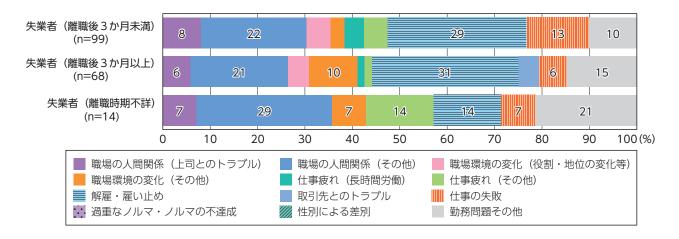
¹¹ 令和3年以前に自殺されたが、令和4年以降に発見され、旧原票にて記録されるはずであった自殺者のうち、新原票の「失業者」に該当する方は、令和4年の確定値の時点で15人存在する。

なお、離職後3か月未満の失業者では、原因・動機(勤務問題)の構成比(第2-3-15図)においても、「解雇・雇い止め」、「仕事の失敗」が多くを占め、それらの者はやむを得ず失業に追い込まれた状況であったことがわかる。

第2-3-14図 【失業者(離職時期別)】自殺の原因・動機の構成比(経済・生活問題)

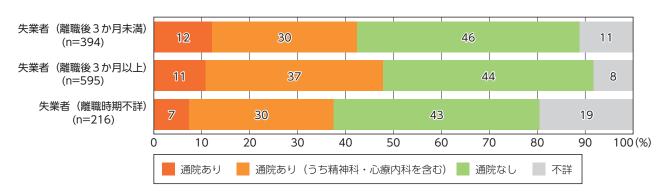


第2-3-15図 【失業者(離職時期別)】自殺の原因・動機の構成比(勤務問題)



失業者について、離職時期別に通院の有無の構成比(第2-3-16図)をみると、離職後3か月以上経過した失業者の精神科・心療内科に通院している割合が最も大きい。

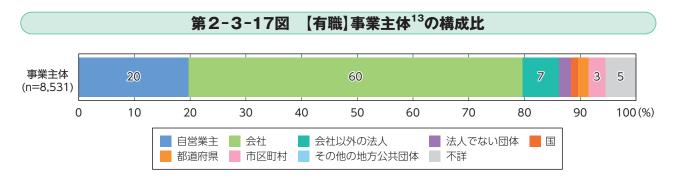
第2-3-16図 【失業者(離職時期別)】通院の有無の構成比12



(2) 事業主体別の自殺の詳細

令和4年に自殺された方のうち、有職は8,531人、無職は12,746人、職業不詳は446人であり、有職者(有職である自殺者)は前記第2-3-6図で見たとおり、男性の20~50歳代においては過半数を占め、女性も20~50歳代で3~4割を占めるほどであった。新原票では有職者のうち、就業先の事業主体及び業務上の職位についても調査している。

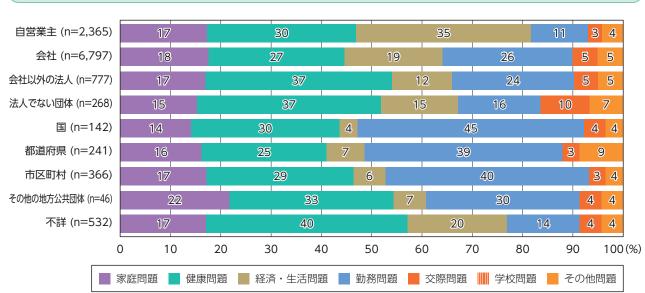
令和4年に自殺された方々のうち有職者について、事業主体の構成比(第2-3-17図)をみると、法人(「会社」、「会社以外の法人」)が約7割、「自営業主」が約2割を占める。



事業主体別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-18図)をみると、自営業主は他の事業主体に比して「経済・生活問題」の割合が大きい。また、国、都道府県、市区町村、その他の地方公共団体では「勤務問題」の割合が大きい。

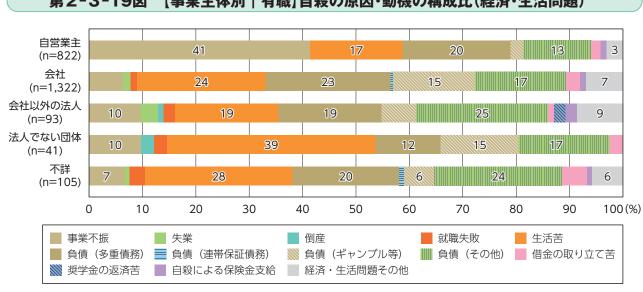
¹² 簡潔な記述のため、精神科・心療内科とその他医療施設の入院、及び通院について適宜まとめている。これについての対応表を本節末尾の参考表3に示す。

¹³ 自殺統計において、事業主体が自営業主であるとは、個人が事業を経営(共同経営を含む)しており、法人であっても就業者数が5人以下で実態が個人経営と変わらない場合である。



第2-3-18図 【事業主体別|有職】自殺の原因・動機の構成比

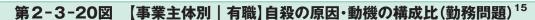
事業主体別に自殺の原因・動機(経済・生活問題)の構成比(第2-3-19図)をみると、自 営業主では「事業不振」が占める割合が4割を超え、最も大きい。会社、会社以外の法人、及 び法人でない団体は、負債が占める割合が大きいが、そのうち会社では「負債(多重債務)」 が約23%、会社、法人でない団体においては「負債(ギャンブル等)」が約15%となっている。

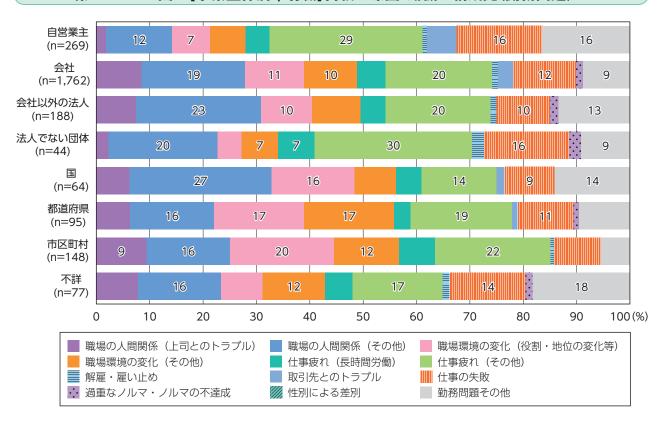


第2-3-19図 【事業主体別 | 有職】自殺の原因・動機の構成比(経済・生活問題) 14

事業主体別に自殺の原因・動機(勤務問題)の構成比(第2-3-20図)をみると、自営業 主、法人でない団体では仕事疲れが占める割合が他の事業主体に比して大きい。また、国、都 道府県、市区町村では、職場環境の変化が占める割合が他の事業主体に比して大きい。

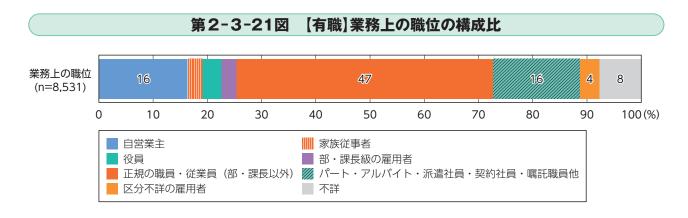
¹⁴ 国、都道府県、市区町村、その他の地方公共団体については、経済・生活問題を原因・動機とする数が20程度 以下と非常に少ないため、割愛している。





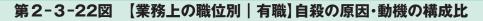
(3) 業務上の職位別の自殺の詳細

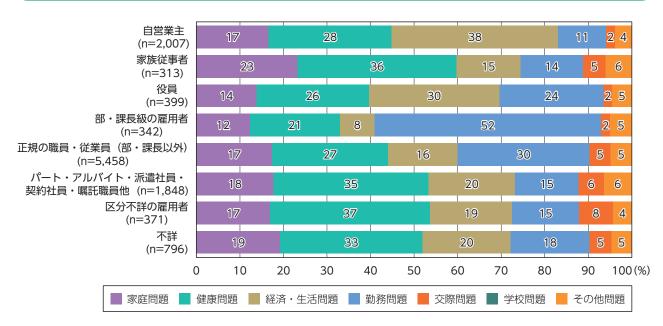
令和4年に自殺された方のうち有職者について、業務上の職位の構成比(第2-3-21図)をみると、「正規の職員・従業員(部・課長以外)」が最も多く、約5割を占め、「自営業主」、「パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託職員他」がそれぞれ約16%を占める。



業務上の職位別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-22図)をみると、正規の職員・従業員(部・課長以外)及び部・課長級の雇用者は「勤務問題」の割合が大きく、特に部・課長級の雇用者の「勤務問題」の割合は約5割を占める。また、自営業主、役員は「経済・生活問題」の割合が大きい。

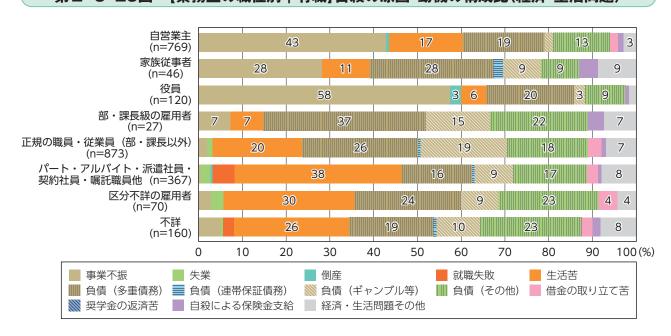
¹⁵ その他の地方公共団体については、勤務問題を原因・動機とする数が20程度と非常に少ないため、割愛している。





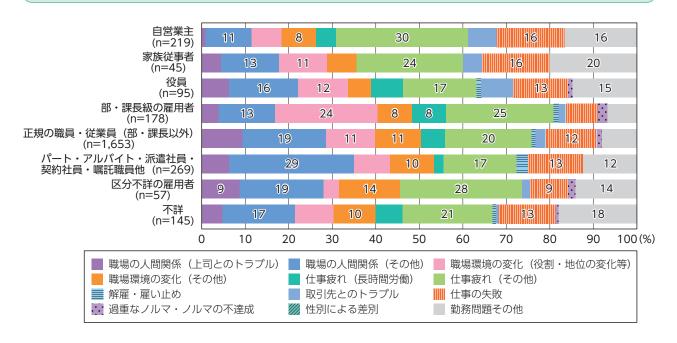
業務上の職位別に自殺の原因・動機(経済・生活問題)の構成比(第2-3-23図)をみると、役員、自営業主では「事業不振」が占める割合がそれぞれ58%、43%と大きい。また、正規雇用者では負債の割合が大きいが、そのうち正規の職員・従業員(部・課長以外)では「負債(ギャンブル等)」が約19%、部・課長級の雇用者は数は少ないものの「負債(多重債務)」が約37%となっている。

第2-3-23図 【業務上の職位別 | 有職]自殺の原因・動機の構成比(経済・生活問題)



業務上の職位別に自殺の原因・動機(勤務問題)の構成比(第2-3-24図)をみると、部・課長級の雇用者では職場環境の変化の割合が大きく、特に「職場環境の変化(役割・地位の変化等)」が24%となっている。

第2-3-24図 【業務上の職位別 | 有職]自殺の原因・動機の構成比(勤務問題)



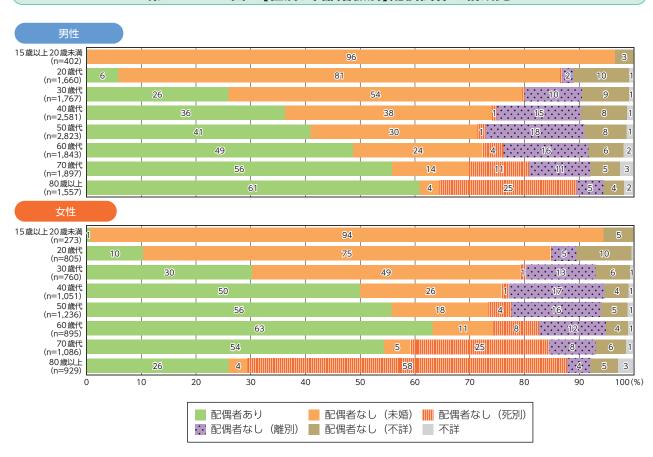
(4) 配偶関係別及び同居人の状況別の自殺の詳細

令和4年に自殺された方のうち15歳以上について、性別、年齢階級別に配偶関係の構成比 (第2-3-25図) をみると、「配偶者あり」は、男性では20歳代で6%であり、30歳代で26%、その後年齢と共に徐々に上昇し、80歳以上が最も高く61%である。女性では20歳代で10%、30歳代で30%、 $40\sim70$ 歳代では50 $\sim63\%$ となった後、80歳以上では26%にまで低下する。

「配偶者なし(未婚)」は、男女ともに年齢が上がるごとに割合が低下する。男性では20歳代で81%、30歳代で54%、その後70歳代で14%となるまで徐々に低下し、女性では20歳代で75%、30歳代で49%、その後60歳代で11%となるまで徐々に低下する。

「配偶者なし(死別)」は、男性では70歳代に11%、80歳以上で25%となり、女性では60歳代に8%、70歳代で25%、80歳以上では58%となる。

「配偶者なし(離別)」は、男女ともに $30\sim60$ 歳代で $10\sim18\%$ を占め、50歳代男性における構成比が最も高い。



第2-3-25図 【性別、年齢階級別】配偶関係の構成比

参考として、令和2年の国勢調査による、15歳以上の性別、年齢階級別の配偶関係の構成比 (第2-3-26図)をみると、「有配偶」は、男性では20歳代で15%であり、30歳代で57%、70歳代が最も高く82%である。女性では20歳代で21%、30~70歳代では63~74%となった後、80歳以上では28%にまで低下する。

「未婚」は、男性では20歳代で84%であるのが30歳代に急に41%まで低下し、その後70歳代で7%となるまで徐々に低下する。女性では20歳代で77%であるのが30歳代に急に29%まで低下し、その後60歳代で7%となるまで徐々に低下する。

「死別」は、男性では70歳代に7%、80歳以上で20%となり、女性では60歳代に9%、70歳代で25%、80歳以上では65%となる。

「離別」は、男性では30歳以上で $2\sim7$ %を占め、女性では30歳以上で $4\sim11$ %を占める。男女ともに、50歳代周辺が大きい。

第2-3-26図 (参考:令和2年国勢調査)【性別、年齢階級別】配偶関係の構成比



上述した自殺統計と国勢調査では、自殺統計の「配偶者なし(不詳)」に対応する選択肢が 国勢調査になく、調査年次も異なるため、単純に比較することはできないが、性、年齢階級に かかわらず自殺者に占める「配偶者あり」の割合は小さい。特に20~40歳代では、男女ともに 自殺者に占める「配偶者あり」の割合が顕著に小さい。また、30歳以上の男性の自殺者に占め る「配偶者なし(離別)」の割合も大きいといえる。

次に、自殺者の配偶関係と同居人の詳細について述べる。自殺統計の新原票で追加された新項目のひとつに、同居人の分類(同居人「あり」限定)がある。これは、同居人の有無にて、同居人が「あり」とされた自殺者について、1人あたり6種類までの同居人を記入するものである。

令和4年に自殺された方について、性別、配偶関係別に同居人の詳細の構成比(第2-3-27図)をみると、配偶関係にかかわらず、男性は女性に比して「単身」である割合がやや大きい。配偶者なしに限ると、女性では「単身」である割合が約 $4\sim5$ 割である一方、男性では約 $5\sim7$ 割であり、特に配偶者なし(離別)では、男性の単身割合の大きさが目立つ。また、配偶関係にかかわらず女性は男性に比して「こどものみと同居」している割合が大きく、男性では、配偶者なし(死別)である場合に「こどものみと同居」している割合が大きい。



第2-3-27図 【性別、配偶関係別】同居人の詳細の構成比16

(5) 妊娠・産後の状況別の自殺の詳細

令和4年に自殺された方のうち女性について、妊娠・産後の状況別、年齢階級別の自殺者数(第2-3-28表)をみると、妊産婦は65人であり、年齢階級は20~40歳代に限られる。20歳代の自殺者の約3%、30歳代の自殺者の約4%が妊産婦であり、特に20歳代では妊娠中に自殺される方が多く、30~40歳代では産後1年以内に自殺される方が多い。以降では妊娠・産後の状況別の自殺の状況について述べるが、傾向の解釈に足る数が確保できているとは言い難く、注意が必要である。

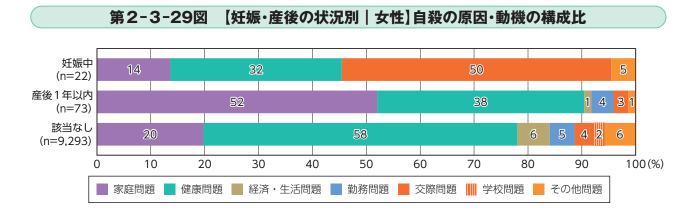
第2-3-28表	【女性】妊娠・	・産後の状況別、	年齢階級別の	自殺者数	(自殺日集計)

(自殺日集計)	計	20歳代	30歳代	40歳代	その他の年齢階級 (20歳未満、50歳以上、不詳)
女性	7,101	805	760	1,051	4,485
妊娠中	18	12	4	2	0
産後1年以内	47	10	28	9	0
該当なし	7,036	783	728	1,040	4,485

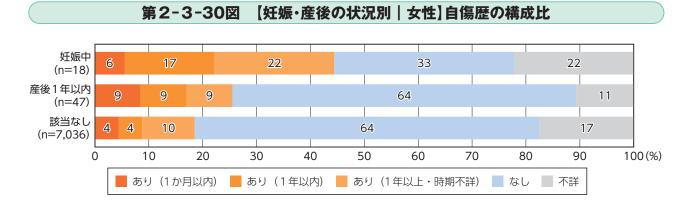
妊娠・産後の状況別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-29図)をみると、妊娠中では

¹⁶ 同居人の分類は、6種類の選択肢について複数回答するものである。ここでは、各同居人を特定の世帯としてまとめて分析している。

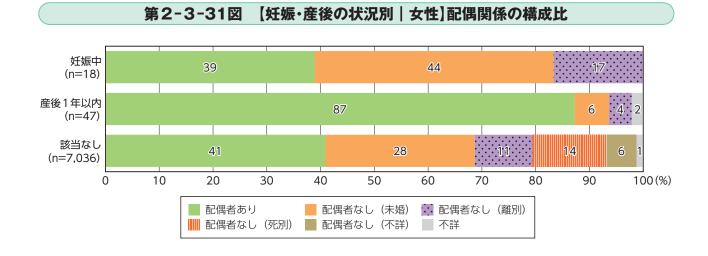
「交際問題」の占める割合が大きく、産後1年以内では「家庭問題」の割合が大きい。



妊娠・産後の状況別に自傷歴の構成比(第2-3-30図)をみると、妊娠中では自傷の経験がある割合が大きい。産後1年以内も該当なしに比して自傷の経験がある割合が大きく、特に1か月以内の自傷の経験がある割合が大きい。



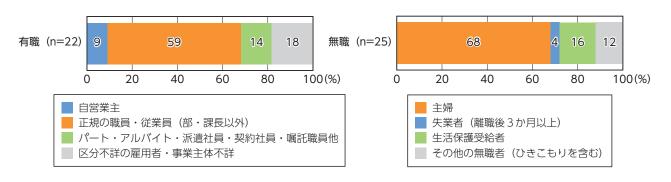
妊娠・産後の状況別に配偶関係の構成比(第2-3-31図)をみると、妊娠中では配偶者なし(未婚、離別)が約6割となっており、産後1年以内では配偶者ありの割合が約9割と、非常に大きい。



産後1年以内であるうち、職業分類(有職、無職)別に業務上の職位または無職者の構成比

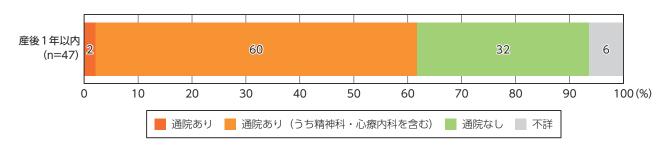
(第2-3-32図)をみると、有職よりも無職である者が若干多く、有職では「正規の職員・従業員(部・課長以外)」が約6割を占め、無職では「主婦」が約7割を占める。

第2-3-32図 【職業分類別 | 女性、産後1年以内】業務上の職位または無職者の構成比



産後1年以内であるうち、通院の有無の構成比(第2-3-33図)をみると、約6割が何らかの病院に通院しているが、そのほぼ全員は精神科・心療内科に通院している。





(6) 高校生 (課程別) の自殺の詳細

令和4年よりも過去の5年間における高校生の自殺者数(第2-3-34表)をみると、令和元年までは200人台を推移していたが、令和2年からは300人台を推移するようになり、令和4年に自殺された高校生は352人と例年に比べ多くなった。

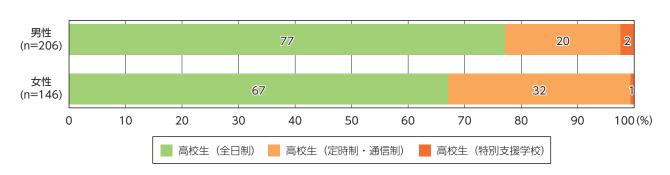
新原票では高校生について、「高校生(全日制)」、「高校生(定時制・通信制)」、「高校生(特別支援学校)」といった高校の課程も調査するようになっており、令和4年に自殺された高校生のうち4分の1は定時制・通信制の生徒であることが明らかとなった。なお、特別支援学校の生徒については、傾向の解釈に足る数が確保できているとは言い難く、以降の分析においては適宜割愛する場合がある。

第2-3-34表 【高校生】各年における自殺者数(自殺日集計)17

高校生	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	全日制	定時制・ 通信制	特別支援 学校
	241	236	279	340	312	352	257	89	6

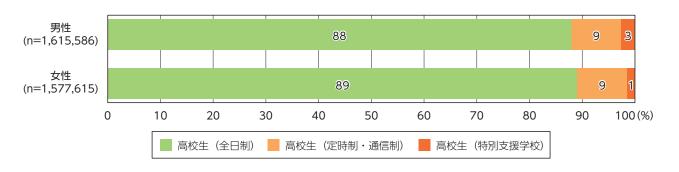
令和4年に自殺された方のうち高校生について、性別に高校の課程の構成比(第2-3-35図)をみると、男性における全日制の割合は女性に比して大きく、定時制・通信制の割合は女性に比して小さくなる。すなわち、女性では定時制・通信制の生徒である割合が大きい。

第2-3-35図 【性別 | 高校生】高校の課程の構成比



参考として、令和4年の学校基本調査による、高校の課程の構成比(第2-3-36図)をみると、性別にかかわらず全日制の割合は約9割を占め、定時制・通信制の割合は約1割である。

第2-3-36図 (参考:令和4年学校基本調査)【性別 | 高校生】高校の課程の構成比

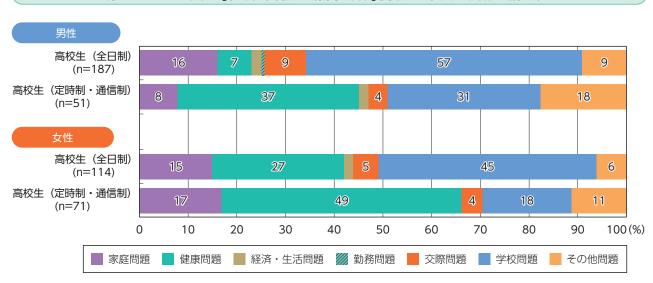


上述した自殺統計と学校基本調査では、通信制と定時制の併修者の扱いなど、調査要領の相違から単純に比較することはできない。しかし、自殺者においては男女ともに定時制・通信制の生徒である割合が大きく、この傾向が男性に比べて女性により顕著であるといえる。

高校生について、性別、高校の課程別に自殺の原因・動機の構成比(第2-3-37図)をみると、男女ともに全日制では「学校問題」の占める割合が大きく、定時制・通信制では「健康問

¹⁷ 令和3年以前に自殺されたが、令和4年以降に発見され、旧原票にて記録されるはずであった自殺者のうち、新原票の「高校生」に該当する方は、令和4年の確定値の時点で2人存在する。

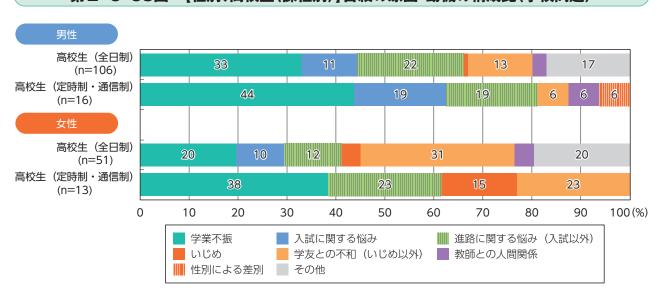
題」の占める割合が大きい。その中でも特に、男性のうち全日制では、「学校問題」の占める割合が顕著に大きく、「健康問題」が小さい。反対に定時制・通信制の女性では「健康問題」の占める割合が顕著に大きい。



第2-3-37図 【性別、高校生(課程別)】自殺の原因・動機の構成比

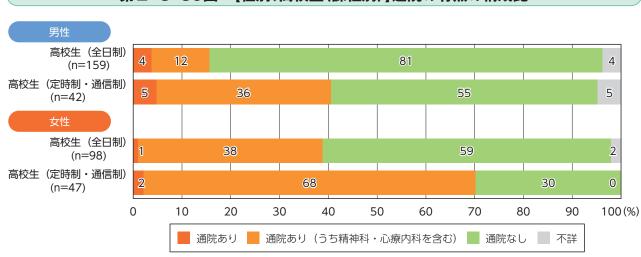
高校生について、自殺の原因・動機のうち「健康問題」の詳細に関して、性別、高校の課程 別の違いはみられなかった。

一方、「学校問題」の詳細について、性別、高校の課程別に構成比(第2-3-38図)をみると、女性は男性に比して「学友との不和(いじめ以外)」、「いじめ」が大きい、男性は女性に比して「入試に関する悩み」が大きい。定時制・通信制の生徒は全日制の生徒に比して「学業不振」が大きく、「進路に関する悩み(入試以外)」は、男性では定時制・通信制及び全日制は同程度(約2割)となっているが、女性では定時制・通信制の生徒が全日制の生徒に比して大きい。



第2-3-38図 【性別、高校生(課程別)】自殺の原因・動機の構成比(学校問題)

高校生について、性別、高校の課程別に通院の有無の構成比(第2-3-39図)をみると、女性は男性に比して精神科・心療内科に通院している割合が大きく、定時制・通信制は全日制に比して精神科・心療内科に通院している割合が大きい。特に、女性の定時制・通信制において精神科・心療内科に通院している割合は約7割と顕著に大きく、男性の全日制における精神科・心療内科通院割合は約1割と顕著に小さい。



第2-3-39図 【性別、高校生(課程別)】通院の有無の構成比

(7) 自殺の原因・動機の特定とその判断根拠

令和3年と令和4年に自殺された方について、自殺の原因・動機特定者数と原因・動機計上数(第2-3-40表)をみると、自殺者数の対前年増減率は+4.3%であるのに対し、原因・動機不特定者数は同▲54.2%と前年の半数以下となり、原因・動機特定者数は同+27.1%と大きく上昇している。

また、令和3年と令和4年の原因・動機計上数別の自殺者数をみると、 $2\sim3$ つの原因・動機が特定された方の対前年増減率が、各々 +47.1%、+42.7%と大きく上昇している。新原票から原因・動機の計上可能数が4つに増加したことで、4つの原因・動機が特定された方は、275人であった。

第2-3-40表 令和3年、令和4年の自殺の原因・動機特定者数および原因・動機計上数(自殺日集計)

(自殺日集計)	自殺者	原因・動機 不特定者	E O				
(日秋日 末 司/	日权有		原因· 動機特定者	自殺者	1人あたりの)原因・動機	計上数
				1	2	3	4
令和3年	20,820	5,834	14,986	10,244	3,780	962	_
令和4年	21,723	2,672	19,051	11,841	5,562	1,373	275
対前年増減率(%)	4.3	▲ 54.2	27.1	15.6	47.1	42.7	_

自殺の原因・動機特定者について、原因・動機の判断根拠別の自殺者数(第2-3-41表)を みると、原因・動機特定者数の対前年増減率は+27.1%であるのに対し、原因・動機の判断根 拠が「遺書」の者では同+8.0%とさほど上昇しておらず、「自殺サイト・メール等書き込み」、 「その他の生前の言動」では同+59.6%、同+68.8%と大きく上昇している。

原因・動機特定者に占める各判断根拠の割合をみると、「遺書」が原因・動機の判断根拠となる割合が低下しており、「自殺サイト・メール等書き込み」、「その他の生前の言動」を判断根拠とする割合が上昇している。このうち、「自殺サイト・メール等書き込み」は上昇しているとはいえ原因・動機の判断根拠の1割にも満たないが、「その他の生前の言動」は令和4年に特定された原因・動機の約8割の根拠とされている。

第2-3-41表 【自殺の原因・動機特定者】令和3年、令和4年の自殺の原因・動機の判断根拠別の自殺者数¹⁸

	原因・動機	原因・動機の判断根拠				
(自殺日集計)	特定者	遺書	自殺サイト・ メール等書き込み	その他の生前の言動*		
令和3年	14,986	6,618 (44.2%)	713 (4.8%)	8,790 (58.7%)		
令和4年	19,051	7,150 (37.5%)	1,138 (6.0%)	14,835 (77.9%)		
対前年増減率(%)	27.1	8.0	59.6	68.8		

^{*【}令和3年】その他の生前の言動(これを裏付ける資料がある場合に限る。) 【令和4年】その他の生前の言動、家族等の証言(自殺の原因・動機と考えられるもの)

¹⁸ 自殺の原因・動機の判断根拠は、自殺者一人につき3つまで計上可能であるため、原因・動機特定者数と判断根拠の総数とは一致しない。

おわりに

これまで見てきたとおり、「自殺統計」は自殺総合対策大綱において「自殺総合対策の推進 に資する調査研究等を推進する」とされていることから大変重要な資料であり、その原票が令 和4年1月から以下のとおり変更されたため、より詳細な属性を把握することが可能となっ た。

- ①既存項目の選択肢の拡充
- ②新項目の追加
- ③自殺の動機・原因の計上可能数及び判断根拠の変更
- ①については、職業等の分類が51種類から94種類に、また、原因・動機等の分類が52種類から75種類にするなどの拡充が行われた。特に、職業等の分類の拡充により、失業者の離職時期を区分することで、それまで失業者である期間が長期であったり、離職時期が不詳であったり等により失業者として計上されていなかった者が失業者として計上されることとなり、失業者の自殺者数をより正確に把握することが可能となった。また、失業者の自殺の原因・動機が離職期間によって変化するということを把握可能となった。
- ②については、配偶関係や同居人の詳細等が追加され、把握可能となったことによって、配偶者がいない者で、かつ、同居人がいない単身者の割合が男女ともに高く、さらに、配偶者がおらず、こどもとのみ同居している女性は、同じ状況の男性よりも割合が高いということが把握できた。
- ③については、原因・動機の計上可能数を3つから4つへ増加させたことに加え、令和3年までは遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限っていたものを、令和4年からは遺書等の資料に加え、家族等の証言等から考えられる場合も含めて計上可能とし、計上の基準を変更したことにより、原因・動機の不特定者が大幅に減少し、より多くの原因・動機を特定することが可能となった。

現時点では原票の変更からの期間が短く、以前との比較が難しいが、今後は、より詳細に情報を把握することが可能となった新原票に基づくデータが蓄積されていくこととなる。それらを調査・分析に適切に利活用し、施策に反映することが可能となることで、自殺総合対策の一層の推進に資することが期待される。

参考表

参考表 1 自殺統計新原票の自殺の原因・動機の一覧、及び分類表

	(自殺統計)自殺の原因・動機	本節における分類
	夫婦関係の不和(DV)	
	夫婦関係の不和(不倫・浮気)	夫婦関係の不和
	夫婦関係の不和 (その他の原因)	
	親子関係の不和	親子関係の不和
	その他の家族関係の不和	そのほかの家族関係の 不和
	家族の死亡	家族の死亡
	家族の将来悲観	家族の将来悲観
家庭問題	介護・看病疲れ	│ ──介護・看病・育児の悩み
	子育ての悩み	□ 川護・自柄・目元♥川図の
	家族からのしつけ・叱責	
	家族・同居人からの身体的虐待	
	家族・同居人からの心理的虐待	家族のしつけ・虐待
	家族・同居人からの性的虐待	
	家族・同居人からのネグレクト	
	その他	家庭問題その他
	病気の悩み(悪性新生物)	悪性新生物
	病気の悩み(てんかん)	7.0/1.5/4.0.5/5
	病気の悩み (その他の身体疾患)	── その他身体の病気
	病気の悩み・影響 (うつ病)	うつ病
	病気の悩み・影響(統合失調症)	統合失調症
/本庫8885	病気の悩み・影響(アルコール依存症)	
健康問題	病気の悩み・影響 (薬物乱用)	7 O / 1 / 1 d d d d d
	病気の悩み・影響 (摂食障害)	─ その他精神疾患 -
	病気の悩み・影響 (その他の精神疾患)	
	身体障害の悩み	身体障害の悩み
	認知機能低下の悩み	か
	その他	──健康問題その他 ──
	事業不振	本光 乙年 /제立
	倒産	── 事業不振・倒産
	失業	# #
	就職失敗	── 失業・就職失敗
	生活苦	生活苦
	負債 (多重債務)	多重債務
経済・ 生活問題	負債 (連帯保証債務)	
工石问题	負債(ギャンブル等)	その他負債
	負債 (その他)	
	借金の取立て苦	
	奨学金の返済苦	47 M
	自殺による保険金支給	──経済・生活問題その他
	その他	

	(自殺統計)自殺の原因・動機	本節における分類		
	職場の人間関係(上司とのトラブル)			
	職場の人間関係(その他)	─職場の人間関係		
	職場環境の変化(役割・地位の変化等)	職担理接の赤化		
	職場環境の変化 (その他)	─ 職場環境の変化 		
	仕事疲れ (長時間労働)	一仕事疲れ		
勤務問題	仕事疲れ (その他)	一江争版れ		
到伤问 超	解雇・雇い止め	一勤務問題その他		
	取引先等とのトラブル	一 動伤问題で グル		
	仕事の失敗	(人 東生版 : /川ラ玄法式		
	過重なノルマ・ノルマの不達成	─ 仕事失敗・ノルマ不達成 -		
	性別による差別	基本の日間であり		
	その他	─ 勤務問題その他 -		
	失恋	失恋		
	不倫・浮気	不倫・浮気・		
수 WY BB BB	結婚に関する悩み	結婚に関する悩み		
交際問題	交際相手からの暴力(DV)			
	ストーカー行為等	交際問題その他		
	その他			
	学業不振	学業不振		
	入試に関する悩み	一進路に関する悩み		
	進路に関する悩み(入試以外)	正的に因りる四か		
学校問題	いじめ			
子似问码	学友との不和 (いじめ以外)	通学先の人間関係		
	教師との人間関係			
	性別による差別	一学校問題その他		
	その他	子伙问題での他		
	犯罪発覚等	犯罪発覚等		
	孤独感	孤独感		
	犯罪被害			
その他	SNS・インターネット上のトラブル			
	性的少数者であることの悩み・被差別			
	近隣との関係	その他		
	後追い自殺			
	その他の者(家族、同居人、交際相手以外) からの虐待・暴力被害			
	その他			

参考表2 自殺統計と国勢調査の職業分類対応表¹⁹

(自殺統計)職業分類、業務上の職位	(国勢調査)労働力状態、従業上の地位	
白尚娄子 克佐沙事老	主に仕事(「雇用者」、「役員」以外)	
自営業主、家族従事者	休業者(「雇用者」、「役員」以外)	
自営業主、家族従事者以外	主に仕事(「雇用者」、「役員」)	
	休業者(「雇用者」、「役員」)	
学生・生徒等	通学	
	通学のかたわら仕事	
無職者(主婦、主夫)	家事	
無暇有(土焼、土大)	家事のほか仕事	
無職者(失業者)	完全失業者	
無職者(主婦、主夫、失業者以外)	その他	
不詳	労働力状態「不詳」	

総務省「国勢調査 (就業状態等基本集計)」より

参考表3 自殺統計新原票における通院の有無の分類表

(自殺統計)通院の有無		一体によれて八粒	
精神科・心療内科	その他医療施設	本節における分類	
現在通院中(往診・訪問診療を含む)	現在通院中(往診・訪問診療を含む)	NZ R는 사 니	
現在通院中(往診・訪問診療を含む)	通院していない	通院あり (うち精神科・心療内科を含む)	
現在通院中(往診・訪問診療を含む)	不詳		
通院していない	現在通院中(往診・訪問診療を含む)	(A) (内) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
不詳	現在通院中(往診・訪問診療を含む)	一通院あり	
通院していない	通院していない		
通院していない	不詳	通院なし	
不詳	通院していない		
不詳	不詳	不詳	

¹⁹ 国勢調査における従業上の地位の区分は、「雇用者」、「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家族従業者」、「家族内業者」である。